

## 鳥取県告示第 411 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 19 年 6 月 20 日以後に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物について適用する。

平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 中間検査を行う区域  
鳥取県全域（法第 4 条第 2 項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間  
平成 19 年 6 月 20 日から平成 22 年 6 月 19 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模  
法別表第 1（い）欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で、その構造及び規模が次のいずれかに該当するもの
  - (1) 当該建築物の同表(ろ)欄に掲げる階を当該用途に供するもの
  - (2) 当該用途に供する部分（同表(い)欄(一)項の場合にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が同表(は)欄各項に掲げる面積に該当するもの
  - (3) 当該用途に供する部分（同表(い)欄(二)項及び(四)項の場合にあっては 2 階の部分に限り、かつ、同表(い)欄(二)項に掲げる用途のうち病院及び診療所については当該 2 階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(に)欄各項に掲げる面積に該当するもの
- 4 指定する特定工程  
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 11 条に規定する工程
- 5 指定する特定工程後の工程  
政令第 12 条に規定する工程
- 6 適用除外の建築物
  - (1) 法第 68 条の 11 第 1 項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
  - (2) 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物